

船橋市保育料表（家庭的保育事業）

4～8月保育料：前年度の市民税により算定 9～3月保育料：現年度の市民税により算定

（単位：円）

階層	保護者の市民税額 (世帯の合計額を基準にします)				第1子（標準保育料）※2				第2子（半額保育料）※2				第2子（半額保育料の特例）※3		第3子以降※2
					3歳未満児				3歳未満児				第1子が3歳未満児かつ 保育所等※5を利用		3歳未満児
	年齢 ※1	必要時間	標準時間		短時間		標準時間		短時間		標準時間	短時間	標準時間・短時間		
			ひとり親世帯等※4		ひとり親世帯等※4		ひとり親世帯等※4		ひとり親世帯等※4						
A	生活保護世帯・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯・里親				0	0	0	0	0	0	0	0			無 料
B	市民税非課税世帯				0	0	0	0	0	0	0	0			
C1	市民税均等割のみ課税				5,400	2,630	5,300	2,630	2,700	0	2,650	0			
C2	市民税所得割額	24,300	円未満		6,200	3,020	6,090	3,020	3,100	0	3,040	0			
C3	24,300	円以上	48,600	円未満	7,000	3,130	6,880	3,130	3,500	0	3,440	0			
D1-1	48,600	円以上	57,700	円未満	10,500	3,130	10,320	3,130	5,250	0	5,160	0			
D1-2	57,700	円以上	72,800	円未満	10,500	3,130	10,320	3,130	5,250	0	5,160	0			
D2-1	72,800	円以上	77,101	円未満	14,000	4,200	13,760	4,200	7,000	0	6,880	0			
D2-2	77,101	円以上	97,000	円未満	14,000		13,760		7,000		6,880				
D3	97,000	円以上	115,000	円未満	17,500		17,200		8,750		8,600				
D4	115,000	円以上	133,000	円未満	20,300		19,950		10,150		9,970				
D5	133,000	円以上	151,000	円未満	23,100		22,700		11,550		11,350				
D6	151,000	円以上	169,000	円未満	25,900		25,450		12,950		12,720				
D7	169,000	円以上	202,000	円未満	29,800		29,290		14,900		14,640				
D8	202,000	円以上	235,000	円未満	32,600		32,040		16,300		16,020				
D9	235,000	円以上	268,000	円未満	35,500		34,890		17,750		17,440				
D10	268,000	円以上	301,000	円未満	38,400		37,740		19,200		18,870		15,100	16,040	
D11	301,000	円以上	349,000	円未満	40,200		39,510		20,100		19,750		12,500	13,480	
D12	349,000	円以上			42,000		41,280		21,000		20,640		10,000	11,020	

この間（空欄の部分）は、左欄「第2子（半額保育料）」を適用します。

※1 保育料の年齢は、4月1日の前日の満年齢を適用します（年度の途中で誕生日を迎えても変更となりません）
 ※2 生計を一にしている子供のうち、最も年長の子どもに「第1子（標準保育料）」、2番目に年長の子どもに「第2子（半額保育料）」、3番目以降に年長の子どもに「第3子以降（無料）」をそれぞれ適用します。
 ※3 同一世帯において、最も年長の子ども及び2番目に年長の子どもが同時に保育施設（保育所等、家庭的保育事業）を利用する場合、2番目に年長の子どもに「第2子（半額保育料の特例）」を適用します。
 ※4 「ひとり親世帯等」とは、母子・父子家庭の世帯、障がい者（児）のいる世帯、準要保護世帯をいいます
 ※5 「保育所等」とは保育園・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・居宅訪問型保育事業所（すべて認可保育施設に限る）をいいます。
 ※6 3歳以上児の保育料は無料となります。



保育料の算定について

保育料は、お子様の年齢と、世帯（原則は父母）の**市民税額**から算定します。なお保育料決定は年2回実施し、4月はクラス年齢の切り替え、9月は対象課税年度の変更に伴う保育料階層の切り替えになります。

※ 祖父母等の税額から保育料を算定する場合

父母ともに**該当年度の市民税が非課税（0円）**であり、次のいずれかに該当する場合

- ① 父母合算の**年収が180万円未満**または**直近3か月の収入が、月額15万円未満**であり、かつ同居する祖父母等がいる場合
- ② 母（父）子家庭で、**年収が120万円未満**または**直近3か月の収入が、月額10万円未満**であり、かつ同居する祖父母等がいる場合

※ 保育料の算定上の税額について

保育料を算定する際の税額は、**配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金控除、外国税額控除、配当割・株式等譲渡所得割等の税額控除をする前の金額**となります。

※ 保育料の算定上のお子様の年齢について

保育料は、**4月1日の前日の満年齢**で算定し、**年度の途中で誕生日を迎えても変更となりません。**

家庭的保育事業における保育料の支払いについて

保育料については、入所月の初旬頃に利用者負担額決定通知書をご自宅に送付します。

家庭的保育事業においては、保育料を**家庭的保育者にお支払い**いただくこととなります。詳しい納付方法については、家庭的保育者に直接お問い合わせください。

※ 納期限 … **毎月末日**となります。